

情状鑑定の現状について

松 嶋 祐 子*

1 はじめに～近年の背景事情

2009年5月に裁判員制度が施行され、昨年で10年目を迎えた。裁判員裁判では、法律の知識のない一般人が裁判に参加するため、公判は迅速で、「見て、聞いて、わかる」裁判が意識されるようになった。市民感覚を反映させることが裁判員裁判の主要な目的であり、専門家による鑑定が裁判員の心証形成に与える影響が注目されるようになった。実際、裁判員裁判開始後、精神鑑定の実施件数は増えている。情状鑑定については、後述するとおり、刑事事件全体に対して実施される割合が極少であるため全体の傾向として論じにくいところであるが、望む声は確実に高まっている。

特に未成年者による重大事件の裁判員裁判では、情状鑑定のニーズが高いところである。民法上の成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、数年にわたって少年法の適用年齢についても議論が続いていたが、2020年9月に開催された法制審議会の少年法・刑事法部会で要綱案がまとめられた（法務省、2020a）。適用年齢引き下げは結論が見送られ、現在の二十歳未満のまま維持されることとなった。しかしながら、18歳、19歳の年長少年の事件については積極的に大人同様の刑事手続きを踏む検察官送致を検討することとされ、従前にも増して未成年者の裁判員裁判が増えるであろう

*専修大学人間科学部講師

う。実務家を中心として、少年事件の実態を知る関係者の多くは、少年法適用年齢引き下げに反対だったのではないかと思われる(朝日新聞, 2019)。その一つの理由は、可塑性に富む未成年の更生機会を奪うおそれがあることにある。少年事件は、少年法に則ってまずは家庭裁判所に事件が送られ、家庭裁判所での審判を受ける(家庭裁判所への全件送致主義, 家裁先議主義)。この審判において検察官送致決定となると、成人と同様の刑事手続きを踏むことになる。家庭裁判所を経ているため、家裁調査官による社会調査、少年鑑別所での心身鑑別を経ており、少年調査票や鑑別結果通知書が作成されているのだが、残念ながら、これらは公判において積極的に活用されていないようである(橋本, 2016)。未成年の刑事事件については、少年事件と同様に、改めて「要保護性」が検討されるべきであり、家庭裁判所への事件の差し戻しも一つの選択肢として、検送事件であるとの先入観なしの新たな目で一からの審理が必要であろう。そのための手段として、未成年の裁判員裁判では特に情状鑑定が望まれる。

成人の犯罪者処遇についても、刑事施設ではおよそ100年にわたって続いた監獄法にかわって、いわゆる刑事収容施設法が運営の根拠法令となり、改善指導をはじめとする改善更生のための処遇が導入され、更生保護領域でも2008年6月には「更生保護法」が施行されるなど、昨今ではそれまでの刑罰モデルからリハビリテーションモデルへ転換が図られている。これらは法務省だけの動きであるが、2012年には、いわば国策レベルである犯罪対策閣僚会議では再犯2割減という数値目標が注目された「再犯防止に向けた総合対策」が策定され、2016年には再犯防止に取り組む役割を地方公共団体・民間協力者団体等にまで広げた「再犯の防止等の推進に関する法律」が示された。わずか十数年の間で取り巻く事情が大きく様変わりしており、成人の被疑者・被告人についても、事件事実のみならず、再犯防止のための処遇への橋渡しを視野に入れた包括的な調査の充実化が望まれる時期に来ているのではないだろうか。

このように情状鑑定の拡充が望まれる機運が高まっているが、現在情状鑑定を実施することが多いのは、主として家庭裁判所調査官（以下、「家裁調査官」と記す。）や元家裁調査官と限られている。今後、情状鑑定が活発化していくには、家裁調査官以外の者の参入も必要と思われる。筆者は元々、法務省の心理技官であり、本稿では心理技官の立場から改めて情状鑑定について概観し、これから情状鑑定を行うに当たって留意すべき点をまとめた。なお、心理技官は法務省が主管する矯正施設の職員であり、矯正施設は執行側に当たり、制度的な調整がないまま現職の心理技官がすぐに情状鑑定に当たることは考えにくいので、本稿は主に心理技官を経験した心理職の活躍を想定している。

2 鑑定とは

鑑定については刑事訴訟法において定められており、起訴前の鑑定（第223条）と起訴後の鑑定（第165条）がある。ここでいう鑑定には、DNA鑑定や筆跡鑑定などさまざまなものが含まれており、主として被告人の精神状態（心神喪失・心神耗弱）を鑑定事項とするものが実務上「精神鑑定」と呼ばれている。精神鑑定を担当するのは医師であり、その内容は狭くは心神喪失・心神耗弱の判断であるが、情状鑑定については医師に限らず心理学者などの専門家も担当している。本稿が論じる情状鑑定は、兼頭（1977）の定義によると、「訴因事実以外の情状を対象とし、裁判所が刑の量定、すなわち被告人に対する処遇方法を決定するために必要な智識の提供を目的とする」ものである。情状鑑定は「(犯罪)心理鑑定」などと呼ばれることもあるが、「情状」は法律用語であり、心理鑑定は情状鑑定も内包する広めの概念とってよいだろう（橋本，2016）。

情状鑑定の実施経験の多い森（2011）は、情状鑑定が依頼されやすい事件は「奇妙な事件、動機の分かりづらい事件、犯行の本当の事情を知りた

い事件、本当の事を隠していると思われる事件、被告人の家族にとってもどうしたらとか明らかにしたい事件、被害者に問題がある事件、事件以外の面も知りたいような事件、世間的に大きな影響があるがその割に刑が軽く手を尽くした事を明らかにしたい事件など」であったと述べている。

情状鑑定における鑑定事項は、(1) 犯罪事実の関する事項、(2) 被告人個人の資質や環境などに関する事項（事件とは直接関係しない事項も含む）、(3) 今後の処遇や更生上、参考となる事項である¹が、ケースに応じて幅広い（安藤、2012）。これら鑑定事項は、大きく分けて「犯情」と「一般情状」に分けられる。上野（2006）によると、犯情は直接または間接に犯罪事実の内容に属する事情であり、例えば、犯行の動機・目的、手段方法、計画性の有無などがこれに含まれる。他方で、「一般情状」は、被告人の家庭環境、被告人の反省程度、更生可能性、処遇上の留意点なども加わってくる。量刑判断に大きく影響してくるのは犯情であり、一般情状は量刑の微調整要素とされるのが現在の基本的な考え方である（司法研修所、2012）。なお、法律用語ではないが一般的に、弁護士から請け負う鑑定を私的鑑定、裁判所から受命するものを本鑑定という。

3 鑑別について

山田（2013）は、家庭裁判所調査官による少年事件調査の意義や目的を踏まえて、その調査技術の犯罪心理鑑定（情状鑑定）への活用を論じている。その他にも、少年調査と情状鑑定の類似点については、複数の家裁調査官経験者が述べているところである（例：須藤、2018）。情状鑑定は、法務省の心理技官やその経験者による実施ケースは多くないのが現状であるが、家裁調査官による少年事件の社会調査と少年鑑別所の心理技官による鑑別は、少年の要保護性の調査において双方とも重要な役割を担っている。そこで、鑑別とは何か、その根拠法令（表1）も踏まえて改めて確認

し、情状鑑定に通ずる点があるかを検討したい。

3.1 鑑別とは

少年鑑別所における業務の根拠法令である少年鑑別所法は平成26年に施行された新しいものであり、それまでは少年鑑別所処遇規則に則って運営されていた。少年鑑別所法第17条に鑑別の種類について整理されており、種々の鑑別のうち主要な鑑別といえば「収容審判鑑別」である。これは、家庭裁判所での審判に資するための審判鑑別のうち、観護措置の決定により少年鑑別所に収容されている者に対して行う鑑別のことである。観護措置では、標準的には4週間、対象となる少年の身柄を少年鑑別所に収容し、鑑別面接や心理検査を担当する心理技官と、行動観察を担当する観護教官のペアによって鑑別が行われる。ケースの必要に応じて、精神科診察などの医学的診察も行われる。少年鑑別所法第16条第1項の前半では、「鑑別対象者の鑑別においては、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術に基づ（く）」とされており、種々の人間行動科学を以て鑑別が行われることが読み取れる。後半では、「鑑別対象者について、その非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すものとする。」とされている。非行・犯罪そのものを分析するのはもちろん、本人の資質面、環境上の問題も明らかにするのが鑑別であり、その意図しているところは情状鑑定の鑑定事項とかなり重なっていることがわかる。そして、第16条第2項の条文（表1）を読むと、鑑別事項は一般情状と重なる部分が多いこともわかる。

表1 少年鑑別所法内に示されている鑑別の根拠となる条文

<p>(鑑別の実施)</p> <p>第十六条 鑑別対象者の鑑別においては、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術に基づき、鑑別対象者について、その非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すものとする。</p> <p>2 鑑別対象者の鑑別を行うに当たっては、その者の性格、経歴、心身の状況及び発達の程度、非行の状況、家庭環境並びに交友関係、在所中の生活及び行動の状況（鑑別対象者が在所者である場合に限る。）その他の鑑別を行うために必要な事項に関する調査を行うものとする。</p> <p>3 前項の調査は、鑑別を求めた者に対して資料の提出、説明その他の必要な協力を求める方法によるほか、必要と認めるときは、鑑別対象者又はその保護者その他参考人との面接、心理検査その他の検査、前条の規定による照会その他相当と認める方法により行うものとする。</p>
<p>(家庭裁判所等の求めによる鑑別等)</p> <p>第十七条 少年鑑別所の長は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長から、次に掲げる者について鑑別を求められたときは、これを行うものとする。</p> <p>一 保護処分（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第七十二条第一項並びに少年院法第三百三十八条第二項及び第三百三十九条第二項の規定による措置を含む。次号において同じ。）又は少年法第十八条第二項の規定による措置に係る事件の調査又は審判を受ける者</p> <p>二 保護処分の執行を受ける者</p> <p>三 懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者であって、二十歳未満のもの</p>

3.2 鑑別の流れ

続いて、鑑別の具体的な流れについて記す。入所²後翌日以降、鑑別技官による初回時面接（インテーク面接）³が実施される。また、入所数日内にはいくつかの性格検査や知能検査が実施される。初回の面接や検査結果などを踏まえて、鑑別方針を設定し、2回目以降の面接に望み、行動観察上の特に重点的に観察したいことがらなどもペアとなった観護教官と共有する。また、必要に応じて個別の心理検査を実施する。

心理技官は、家裁調査官のように少年の家庭や、学校、職場を訪問しての社会内調査を行う立場にはないが、少年鑑別所法第16条第3項（表1）にあるとおり、面会に訪れた保護者等と少年鑑別所内で面接を実施したり、直接面接する機会のない保護者に対しても郵送による照会を実施していた

りする。書面資料としては、保護観察中の者については保護観察所からの保護観察状況報告を受け、児童相談所等の公務所等への照会や事件記録の閲覧等を行うなどしている。家裁調査官とのケースカンファレンスにより、情報の補足も行っている。このように、少年との面接の情報だけに頼るのではなく、それを裏付けるような外部情報を確認し、事実を押さえる。

これらの過程で集められた結果に基づき、少年鑑別所長、鑑別担当者等で構成される「判定会議」において、鑑別判定を行う。判定会議において議論されるのは、少年の資質の特質及びその問題点、並びに少年が非行にかかわることとなった要因及び再非行の危険性の程度であり、つまりは少年鑑別所法第16条で記されていることである。そして、改善更生のために最も適切な処遇方針等が鑑別判定意見として決定され、「鑑別結果通知書」として審判のための資料として家庭裁判所に提出される。

鑑別結果通知書は、「判定・判定理由」、「精神状況（知能や性格を含む）」、「身体状況」、「行動観察（この頁は法務教官が作成を担当する）」、「総合所見」という構成になっている。「総合所見」の中は、さらに「問題点とその分析」、「処遇指針」、「社会的予後」という下位項目に分かれている。「問題点とその分析」は、実に多様な内容を含むものであり、この項目では今回審判に付されることとなった本件非行に係る事実関係及び動機を記すとともに、少年の生育過程や、家庭環境、最近の学校や職場での生活状況など多岐に渡る。前者が情状鑑定でいうところの「犯情」に相当し、後者及び「処遇指針」、「社会的予後」が「一般情状」に相当すると言えるだろう。「犯情」と「一般情状」が明確に分けられるものではないのと同様に、鑑別結果通知書においても、これらと同等の内容が総合所見欄に全て記されることになる。「犯情」相当の内容を、少年の要保護性を判断する文脈で論じるというのは、つまりは、あくまで裁判所が法的な事件として認定したものを人間科学的観点から評価を行うことになるので、法学的な思考と人間科学的な思考の双方を要求される高度な作業である。こうして鑑別結

果通知書の作成時に培われた力は、鑑定書の作成時にも活かされるであろう。

4 心理技官ならでの強み

近年、心理技官の職域は広がっており、主要業務とされてきた上記の鑑別業務以外にも、情状鑑定の際に活かされるであろう業務を行っている。少年鑑別所では、審判鑑別の他に処遇にかかる関係機関の求めに応じて処遇鑑別（少年鑑別所法第17条）を行っている（表1）。また、刑事施設での勤務や、近年少年鑑別所が「法務少年支援センター」として開始した地域援助業務における入口支援（法第131条）などである（表2）。

少年鑑別所法施行以前は、心理技官が少年と接する機会は審判前に限られることが多かったが、処遇段階に移行した少年を面接する機会が増え、つまりはケースを点ではなく線でとらえるような経験が積み、予後の予測、処遇方針の策定力が増したものと思われる。特に処遇鑑別については、少年鑑別所法第17条3項に「懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者であって、二十歳未満のもの」が挙げられており、未成年で受刑に至るものは重大事件である場合がほとんどであることから、これに該当するのは、実質、おおむね裁判員裁判を経て受刑に至った未成年者を指すと考えてよいであろう。公判後の処遇の実際を知っていることは、予後や更生可能性も視野に入れた情状鑑定を行う上で強みになるであろう。さらには、刑事施設における改善指導等の拡大を受けて、少年鑑別所だけの勤務に留まる心理技官は少なくなっている。成人施設の勤務経験は、少年事件を担当する際にも処遇への反応性を含めての、将来予測、予後の見立てにつながるであろう。

また、従前は、少年鑑別所の業務といえば、収容少年の鑑別に係る鑑別業務と観護業務の二つであったが、少年鑑別所法の施行により、少年鑑別所法第131条（表2）に規定されるいわゆる「地域援助」が新たな業務と

して位置づけられた。この地域援助の対象者は少年に限らず、成人も対象となり、また、非行及び犯罪の防止に関する機関等援助の対象者には裁判所や検察庁も含まれる。

表2 少年鑑別所法内に示されている地域援助の根拠となる条文

(非行及び犯罪の防止に関する援助)
<p>第一百三十一条 少年鑑別所の長は、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談のうち、専門的知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うものとする。</p>

これを受けて、検察庁の「入口支援」にかかる成人被疑者への心理学的な査定等の実施が増加している（法務省、2020b）。「入口支援」は、検察庁に事件送致された本件については起訴猶予、不起訴であっても、高齢者や障害者等に福祉的な支援を行うことで再犯防止を図ろうとするもので、司法から福祉へつなぐダイバージョンの取組である。地域援助での関与は知能検査が中心であるが、近年の高齢受刑者の増加を受けて、認知症スクリーニングを実施する場合も少なくなく、被疑者の応答・了解の悪さが知能に因るものなのかどうかアセスメントする目的で、面接も併せて実施している例もある。これらは支援であって鑑別ではなく、ましてや鑑定ではないが、起訴前段階において、被疑者に関する事情を調査する一取組として、重要な役割を取り始めていると言えるだろう。

こうした近年広がりを見せている業務は、情状鑑定に携わる心理臨床家が目指しているものと、ある意味方向を同じにしているであろう。上記の経験は、心理技官が将来的に情状鑑定に携わることになった際にも直接的に役立つであろうし、そうでなくとも、これらの業務がカバーする対象者は情状鑑定の潜在的ニーズがあると思われる者と重複しているように思われる。

5 なぜ情状鑑定に臨床心理学的視点が重要なのか

家裁調査官が実施するにしろ、心理技官が行うにしろ、なぜ情状鑑定に、臨床心理学的視点が重要なのか。須藤（2016a）は情状鑑定の臨床的な側面について論じており、また、村尾（2018）は具体的なケースを挙げ、情状鑑定において被告人及びその母親との面接や、両者の面会場面に家族療法的なアプローチで望んだことで母子関係の調整が図られ、そのこと自体を一般情状とし、つまりは被告人には更生資源があり、再犯可能性が低いと見なした事例を紹介している。面接がただの情報収集の場ではなく、副次的に臨床的な働きかけがなされることによって、被告人がそれまでの自分の人生を振り返り、整理することで心理的な変化が起き、ひいては後に続くかもしれない改善更生のための処遇の礎にもなることがありえる。この点については、複数の犯罪・非行臨床家が述べているので本稿では割愛するが、ここでは面接と同じく重要である心理検査⁴について言及しておきたい。

5.1 心理検査について

動機を含む犯罪心理の解明が目的となる情状鑑定では、心理テストも重要である。心理技官が最も専門性を発揮するものの一つに心理検査が挙げられるであろう。ここでは情状鑑定における心理検査の活用について考えてみたい。

基本的には面接も心理検査も担当心理技官が一人で実施する。一般的な心理臨床では、検査で得た印象を面接場面に持ち込んで、今ここでの視点を持ちにくくすることなどから、セラピストとテスターを分けることの方が一般的であるようだが（加藤，2020），筆者としては、メリットの方が多いように感じている。限られた短い期間で見立てをしなければならない

中、一つでも資料が多い方が良く（わずか数週間で非行の動機のみならず未成年とはいえど一人の人生について、相応の分析を求められるというのは過酷な作業である）、もし他の者が心理検査を実施すると、実施場面で観察されるであろう、細やかなニュアンスが落ちてしまうように思われる。特に、司法・犯罪領域での面接内容は、大抵軽い内容ではなく、自分の将来（しかもあまり明るい予想はできない）に関わるものであり、緊張に満ちた場面が多い。そうした折に、心理検査を挟むのは、実施の主目的は人格理解ではあるものの、検査という第三の存在を挟んで適度な距離感を取りつつ、面接時とは異なる視点で対象者と時間を共有できる貴重な機会になるように感じられる。例えば、知能検査などは、非行少年（成人犯罪者も）には知的課題が苦手なものが多く、実施を告げると大抵は歓迎されないが、いざ開始してみると、少し課題が解けたことに少年が喜びと安堵の表情を見せたり、知的課題に興味をなさそうにしていながら誤答に悔しがつて答えを知りたがるなど、様々な様子を見ることが出来る。成人の被收容者であっても、誰かに励ましを受けながら課題に取り組む体験は稀なのか、案外まんざらでもない様子である。こうしたことから、メリットの方が多くと感じている。

情状鑑定の実施経験のある山田（2013）も、心理検査は単に被告人の人格を理解するためだけではなく、実施後の面接において、被告人が鑑定人に対して活発に話をしてくれることに繋がる、いわばラポールの形成のためのツールとして重要な位置にある旨を述べている。心理検査の実施は対象者の主体性なしには成り立たず、対象者が主体的にテストに反応する場面に鑑定人が見守るように居合わせて場と時間を共有することで、その後の面接においても、被告人がより主体性を発揮した姿勢が取れるようになるのではないかと考えられる。

加えて、岡本（2012）は累犯の度に鑑定を実施されるため心理検査に抵抗を示すようになってしまった者の例を挙げ、鑑定のためだけの心理検査

ではなく、対象者自身が役に立っていると感じられるように工夫をしての実施も勧めている。これは、主に累犯の受刑者が収容される刑務所に勤務していた筆者にも類似の経験がある。累犯者になると、入所時の調査や検査も毎度お馴染みの流れ作業に感じられてしまうようで、この検査によって今後の自分の処遇が決められるかもしれないといった緊張感は薄らいでしまう。テスト実施の主目的は対象者の理解であるのだが、肝心の本人の体験を置いてきぼりにすると、テスト実施者が知りたかったことも知ることができない。鑑定時の心理検査もその例外ではなく、あくまで被告人が主役であることを忘れてはならないであろう。

なお、裁判所の命令によらない私的鑑定の場合は、拘置所の一般的な面会室でアクリル板越しに被告人に直面せざるを得ない場合もあり、面会時間も一般的な規定の30分きっかりとなるなど、心理検査の実施に当たって環境的な制約がかかることもある。この点については将来的には制度面から整備する必要があると考えられ、後述する。

5.2 リスクアセスメントツール

心理検査と関連する話題として、各種の再犯予測に係る保険統計式リスクアセスメントツールが矯正領域を中心に導入がすすんでおり、こうしたツールの利用は情状鑑定においてもいつしか検討しなければならない事柄であろう（例：岡本，2012；竹田，2018）。私見としては、これをただちに情状鑑定に持ち込むことについては慎重に考えるべきであると思う。統計式ツールは大量のサンプルを解析した上で作成されるものであるが、情状鑑定が必要とされるケースは例外的な事情を含む、つまり統計的な外れ値に当たるケースが多いのではないだろうか。情状鑑定の実施数がある程度あり、それらに基づいて標準化されたツールが開発可能であれば、導入は現実味を帯びてくるが、現状を鑑みるとまだ先の話であろう。

使用にあたっては評定者間一致の問題もある。こうした評定ツールは、

評定者間での一致率を担保するためにも実施に係る研修が不可欠である（松嶋，2016）。情状鑑定の依頼・請負は，元家裁調査官で構成される「家庭問題情報センター（FPIC）」が鑑定人候補者を推薦しているのを除き，各個人で行われている場合がほとんどで，現状では鑑定人の中で各評価項目に統一的な見解を持って評定に当たることは難しいだろう。リスクアセスメントツールは，統計に基づいているということで，算出された数値に強力な説得力があるからこそ，その実施の在り方については慎重にあるべきだろう。

6 情状鑑定に必要とされる技術～伝える力

情状鑑定は，①面接（被告人面接，家族面接，関係人面接），②社会調査（犯行場面の調査，生活環境の調査，学校職業状況，友人等対人関係についての調査），③行動観察（鑑定期間中の行動）が主たる方法になる（岡本，2012）。これらに加えて，④法の論理と人間科学的な思考の統合，⑤鑑定書の作成（書く力），⑥公判でのプレゼンテーション力，証人尋問での応答，が必要であろう。アウトプットに関わる後半の3つが，他領域の人間行動科学の専門家が情状鑑定に関与することを難しくしていると思われる。心理技官にしても，④は獲得しており，⑤も先述した鑑別結果通知書にある程度の共通点が見られるが，⑥については馴染みがない。④は，⑤と⑥の基盤になるものでもあり，調査・面接で心理学的に理解できた事情をそのまま報告しても，法のロジックには取り入れられない（須藤，2016 b）。「犯情」「一般情状」など，裁判の目的である量刑判断にいかに関連するのかという視点で論を展開させないと，ただの参考事項になってしまう。他方で，非専門家である裁判員が参加する裁判員裁判では「見て，聞いて，わかる裁判」がモットーとされており，鑑定人にも，裁判員がわかるような説明が求められる。裁判所への「鑑定書」の提出をもって報告が

終わるものもあるが、裁判員裁判のケースでは、プレゼンテーションを行ったり、証人尋問に応じたりする。数々の精神鑑定に携わっている小島(2015)は、裁判員裁判が始まったことにより、わかりやすさを優先するばかりに、過度の単純化と過剰なノーマライゼーションが起きていると警鐘を鳴らしている。情状鑑定を担当した岡本(2012)も、A4用紙2枚程度の要約とプレゼンテーション用のスライド印刷のみの提出を求められた体験を報告している。法の論理を外すことなく、かつ、法律の専門家ではない裁判員にわかりやすいものをとという相反しやすい事柄を求められているので、この辺りは狭義の鑑定ともいえる対象者理解とは別のスキルが求められるといえ、対応する準備が必要であろう。

証人尋問については、精神鑑定についてはあるが、林(2001)は、『精神鑑定実践マニュアル』と題する著書で「証人尋問対応マニュアル」という独立した章を割いている。公判において、返答に窮した場合、同じことを何度も聞かれた場合、検査や問診不足を突かれた場合などかなり具体的な、しかしながら、法廷場面でよく起こりそうな状況についての虎の巻となっている。この章が執筆された趣旨は、誠意を尽くしてなされた鑑定が、法定の作法を知らないばかりに不快な体験に遭い、ひいてはその経験から鑑定の敬遠してしまうことがないようにとのことである。

7 充実した情状鑑定の実施のために制度的に整備が望まれること

さいごに、情状鑑定の実験の経験について書かれた論文や書物を読んだり、話を伺った際に、矯正施設に勤務していた経験から気に掛かり、将来的には制度的な整備が望まれると思われた点を述べておく。

① 拘置所における鑑定実施場所の確保

裁判所命令による本鑑定の際には実施に当たって様々な配慮がなされる

が、私的鑑定の場合は特に難しい。私的な鑑定人は一面会者と同等であるため、鑑定の実施も一般面会の枠で行わなければならない。面会室でアクリル板越しに被告人と対面し、刑務官の立会付きで、面会時間は30分間である。鑑定人の立場からすると、重要事項の鑑定に対してあまりにも杓子定規な対応に思えるかもしれないが、元々刑事施設に勤務していた経験からいうと、刑事施設は保安が中心である。鑑定が重要事項であることは一国民としては理解出来るが、職業人としては職務である保安の維持に務めるであろう。鑑定経験のある方々から施設によっては私的鑑定でも、特別な部屋が用意されるなどの配慮があると聞いて、むしろ驚いている。矯正施設としては、個の施設レベルで判断するには限界がある事項であるので、もっと高いレベルで私的鑑定についての配慮を制度的に整えることが望まれる。

② 拘置所における行動観察

岡本（2012）は、情状鑑定の今後の課題として、より充実した実施のために拘置所での行動観察を提言している。少年事件を担当したことがある者なら、少年鑑別所の法務教官による行動観察は、面接内では把握し切れない少年の素の部分をつ捉えていることは誰も経験していることであろう。この行動観察は、鑑別結果通知所の一部としてまとめられて少年審判の正式資料となるが、成人の刑事事件ではそれに相当するものが存在しない。成人の場合、それを実行できるのは拘置所の刑務官であるが、刑務官は保安の観点から被収容者の動静把握を行っている。少年事件を見ていると、わずか4週間弱の身柄収容でも、落ち着いた環境下で内省を深ませたり、面会・通信で家族等の関係に変化が現れるなど、様子は刻々と変化していく。成人の刑事事件では、少年の健全な育成を目的とした観護処遇はないが、収容期間が少年事件に比べてはるかに長いことを考えると、それなりの変化が生じていることは少なくないであろう。拘置所内での被告人の様

子は、現在の本人の最も素の姿に近いといえ、その様子を把握できる意義は大きい。

しかしながら、少年鑑別所と拘置所とでは、身柄を收容している目的が異なるので、鑑定の視点からすると特筆すべき珍しい行動であっても、保安上問題となる事項ではなければ「異状なし」の一言で記されてしまう可能性がある。桁の違う被收容者の数を相手にし、記録も即座に済ませなければならないので、少年鑑別所とは事情が異なる。もし仮に行動観察を求めるなら、観護を目的とする法務教官と保安を目的とする刑務官とでは視点が異なることをよく踏まえながら、それでもなお何を観察する必要があるのか、事前に明確にしておく必要があるだろう。対応策の一案としてチェックリストに基づく観察が考えられる。チェックリストの運用の例として、刑事施設では誰が観察しても一定の水準で自殺のリスクが把握ができるように、「自殺危険性判定表」というものが使われている（法務省矯正局，2014）。刑務官には人間科学を学んでいる者とそうでない者など、多様なバックグラウンドを持つ者がいることに配慮し、観察できる事象のみで項目が構成されているところが特徴である。ただし、チェックリストに頼りすぎると、項目にならないような珍しく、そして重大な事象が見落とされるおそれがあるので、チェックリストありきではなく、自由報告ももちろん重要である。

8 おわりに～鑑定人の育成について

情状鑑定は、本質的には臨床心理学的なかわりであるが、そうは言っても、法学の思考が要求され、これ無しでは公判において量刑に影響を及ぼす事情として論理的に主張することは難しいであろう。この辺りの事情から、情状鑑定を請け負うのは主に司法領域の経験者に限られてしまうのだろう。裏を返すと、今後、情状鑑定の規模を広げていくには、法学の思

考を獲得できる研修体制が望まれる。臨床心理学の基礎を一通り身に付けてから、その土台の上に司法領域ならではの技術を積んでいくイメージであるので、大学院の修士課程ではなく、博士課程相当のものとなるのではないだろうか。須藤 (2018) は、学会レベルでの取組の必要性も述べている。いずれにせよ、今後の課題である。

注

- 1 鑑定事項をおおむねまとめると上記の3点であるが、事件ごとに重点が異なるので、鑑定命令を発した裁判官に命令趣旨を確認するのが一般的である (岡本, 2012)。
- 2 入所時から鑑別は始まっているといえ、入所時の様子も重要な行動観察ポイントである。入所対応の担当は観護教官であるが、少年が社会内時での雰囲気の色濃く残しているのは入所時くらいまでで、ひと通りのオリエンテーションが終わり、居室に入る頃には、なぜか毒気みたいなものが抜けていることが多い。そのため、これは筆者の私見であるが、心理技官であっても、可能な限り業務の都合を付け、入所時の様子は観察した方がよいと考える。
- 3 事前情報のほとんどない少年に対して、いち早く多くの情報を得たいところではあるが、人と人との出会いの場であるという本質を忘れずに、施設に収容されたことやこれから開かれる家裁での審判のことで不安を感じている少年の心情に焦点を当てて接する (このあたりは拙稿, 松嶋 (2020) にも犯罪・非行領域の臨床の特性として記したので参考にされたい)。
- 4 少年鑑別所における鑑別でよく使われる検査は次のものが挙げられる。MJ 式と名の付く法務省が独自に開発した各種の集団式心理検査 (人格目録, 態度検査, SCT など), 集団式及び個別式知能検査, ロールシャッハ, TAT, PF スタディなどの投影法や, バウムテストや家族画をはじめとする各種の描画法検査, この他に, 主に処遇に活用するために職業適性検査や, 運転適性検査なども必要に応じて実施する。MJ 式検査は一通り実施され, 知能検査も一つないしは二つ実施されるが, それ以外の人格検査には定型の組合せはない。他方, 情状鑑定で用いられる心理検査としては, YG テスト, 文章完成法テスト (SCT), PF スタディ, 風景構成法, バウムテスト, ロールシャッハ・テスト, ウェクスラー式知能検査, 家屋画二面法など (山田, 2013) のほか, Big-Five 性格検査, MMPI, TAT, ソンディ・テストなど, 知的に低い被告人の場合は HTP, ベンダー・ゲシュタルト・テストなどが挙げられる (森, 2011)。これらのうちいくつかを, 被告人や事件の性質に応じて選択する。

引用文献

- 朝日新聞 (2019). 少年法——年齢引き下げ「待った」—— 11月27日朝刊, 2.
- 安藤久美子 (2012). 裁判員制度における情状鑑定の利用——精神鑑定の視点から——. 青少年問題, 647, 30-35.
- 上野正雄 (2006). 情状鑑定について. 法律論叢, 78(6), 283-288.
- 岡本吉生 (2012). 情状鑑定の方法与課題 (特集 裁判員裁判時代の情状鑑定), 青少年問題, 647, 24-29.
- 小島秀吾 (2015). 犯罪精神医学——拾遺—— 時空出版.
- 加藤佑昌 (2020). 一人の心理士が検査者と面接者を兼ねる治療構造に関する一考察 専修人間科学論集, 10(1), 35-42.
- 兼頭吉市 (1977). 刑の量定と鑑定 上野正吉, 兼頭吉市, 庭山英雄 (編) 刑事鑑定の理論と実務 (pp.114-128) 成文堂
- 司法研修所 (2012). 裁判員裁判における量刑評議の在り方 法曹会.
- 須藤明 (2016a). 心理鑑定における臨床面接の意義 橋本和明 (編) 犯罪心理鑑定の技術 (pp.145-161) 金剛出版
- 須藤明 (2016b). 情状鑑定を通してみた弁護人と心理臨床家の協働・連携 駒沢女子大学研究紀要, 23, 143-152.
- 須藤明 (2018). 情状鑑定の現状と課題 須藤明, 岡本吉生, 村尾泰弘, 丸山泰弘 (編) 刑事裁判における人間行動科学の寄与——情状鑑定と判決前調査—— (pp.98-116) 日本評論社
- 竹田収 (2018). 鑑別的手法による情状鑑定・判決前調査への参画—可能性と課題 須藤明, 岡本吉生, 村尾泰弘, 丸山泰弘 (編) 刑事裁判における人間行動科学の寄与——情状鑑定と判決前調査—— (pp.198-221) 日本評論社
- 橋本和明 (2016). 犯罪心理鑑定の意義と技術 橋本和明 (編) 犯罪心理鑑定の技術 (pp.19-59) 金剛出版
- 林幸司 (2001). 精神鑑定実践マニュアル——臨床から法廷まで—— 金剛出版
- 法務省 (2020a). 法制審議会少年法・刑事法 (少年年齢・犯罪者処遇関係) 部会「第29回会議」(令和2年9月9日) Retrived from http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00014.html (2020年9月29日)
- 法務省 (2020b). 令和元年版犯罪白書
- 法務省矯正局 (2014). 「自殺危険性判定表」について 平成26年2月10日矯正299矯正局長通知
- 松嶋祐子 (2016). 海外の刑事政策の今——RNR原則を支える個々のケースの査定の信頼性について—— 罪と罰, 53(3), 48-51.
- 松嶋祐子 (2020). 犯罪・非行領域における心理臨床の特性 専修大学人文科学研究月報, 306, 25-39.
- 村尾康弘 (2018). 情状鑑定における調整的関与と司法福祉の可能性 須藤明, 岡本吉

- 生, 村尾泰弘, 丸山泰弘 (編) 刑事裁判における人間行動科学の寄与——情状鑑定と判決前調査—— (pp. 78-97) 日本評論社
- 森武夫 (2011). 情状鑑定について: 実務経験から 専修大学法学研究所紀要, 36, p. 35-63.
- 山田麻紗子 (2013). 犯罪心理鑑定 (情状鑑定) の面接技術に関する一考察——家庭裁判所調査官調査の異議を調査面接導入過程に焦点を当てて—— 日本福祉大学子ども発達学論集, 5, 71-81.